



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則		
*5 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
915 貴志川土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課) 4
916 木材業者等の登録	(林業振興課) 4
917 土地収用法に基づく事業の認定	(用地対策課) 5
918 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課) 7
○ 教育委員会告示		
5 平成23年度和歌山県立高等学校入学者選抜の実施	 7
○ 公告		
毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課) 7
入札公告	(総務事務集中課) 8
〃	(〃) 11
〃	(〃) 14

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第5号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月14日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
別記様式第9号の6及び別記様式第9号の7を次のように改める。

別記様式第9号の6(第13条の2関係)

(表)

安全運転管理者証	
	第 号
事業所名	
安全運転管理者名	
	年 月 日生
道路交通法第74条の3第1項の規定による安全運転管理者であることを証する。	
年 月 日	和歌山県公安委員会 印

(裏)

注 意 事 項	
1 安全運転管理者を解任されたときは、速やかに本証を返納すること。	
2 安全運転管理者等講習を受講するときは、必ず本証を携行すること。	
3 本証の記載事項に変更があったときは、速やかに変更手続を行うこと。	
4 本証を紛失したときは、速やかに再交付の手続を行うこと。	
備 考	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

注 1 材質は、プラスチック製とする。

2 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

別記様式第9号の7(第13条の2関係)

(表)

副安全運転管理者証	
	第 号
事業所名	
副安全運転管理者名	
	年 月 日生
道路交通法第74条の3第4項の規定による副安全運転管理者であることを証する。	
年 月 日	
	和歌山県公安委員会 印

(裏)

注 意 事 項	
1 副安全運転管理者を解任されたときは、速やかに本証を返納すること。	
2 安全運転管理者等講習を受講するときは、必ず本証を携行すること。	
3 本証の記載事項に変更があったときは、速やかに変更手続を行うこと。	
4 本証を紛失したときは、速やかに再交付の手続を行うこと。	
備 考	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

注 1 材質は、プラスチック製とする。

2 大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、貴志川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成22年6月20日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 山本哲男 紀の川市貴志川町丸栖606番地

和歌山県告示第916号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
2001	2001		平成 22.7.1	橋本市高野口町小田525	石田製材所 石田雅道	木材・製材	橋本市高野口町小田525
5001			平成 22.7.1	日高郡日高川町大字大 又97	有限会社原見林業 代表取締役 原見健也	木材	日高郡日高川町大字大又 97
		5001	平成 22.7.1	日高郡日高町大字原谷1	株式会社ナヤパーク 代表取締役 中川藤吉	チップ	日高郡日高町大字原谷1
	5001		平成 22.7.1	日高郡美浜町田井553-3	宮所建材株式会社 代表取締役 宮所啓祐	製材	日高郡美浜町和田688
5002	5002		平成 22.7.1	日高郡みなべ町南道102	カツラギ製材 葛城知則	木材・製材	田辺市上の山一丁目2番1 5号
	5003		平成 22.7.1	御坊市熊野457	岡垣内工業 岡垣内義弘	製材	日高郡美浜町田井508-1
	6001		平成 22.7.1	田辺市中辺路町北郡27- 1	田辺市中辺路木材加工場 田辺市長 真砂充敏	製材	和歌山県田辺市中辺路町 北郡27-1
6001	6002		平成 22.7.1	田辺市あけぼの49番8号	有限会社広栄 代表取締役 谷本憲一	木材・製材	上富田町生馬救馬谷186- 4
	6003		平成 22.7.1	西牟婁郡白浜町庄川143 -6番地	有限会社丸広木材 代表 坂本弘志	製材	西牟婁郡白浜町庄川143- 6番地
	6004		平成 22.7.1	西牟婁郡すさみ町周参 見1704番地	有限会社きのくに林産加工 代表取締役 湯川勝	製材	西牟婁郡すさみ町周参見 1704番地
	6005		平成 22.7.1	西牟婁郡上富田町岩田2 819-7番地	岩田木材 稗田多喜男	製材	上富田町岩田2819番地
6002	6006		平成 22.7.1	西牟婁郡すさみ町周参 見2547-3	上市屋銘木店 上市雅史	木材・製材	すさみ町佐本根倉52
	6007		平成 22.7.1	田辺市龍神村小家1013- 3	川口建設株式会社 代表取締役 川口明久	製材	田辺市龍神村小家972-39 ・972-40

	6008		平成 22.7.1	田辺市芳養町2909の31	中村工務店 中村静男	製材	和歌山県田辺市下三栖岩 屋谷1499-12
7001			平成 22.7.1	東牟婁郡那智勝浦町朝 日二丁目164	紀南素材生産事業協同組合 理事長 岩本嘉四郎	木材	東牟婁郡那智勝浦町朝日 二丁目164
7002			平成 22.7.1	東牟婁郡古座川町明神2 60番地	南紀森林組合 代表理事組合長 寺田展治	木材	東牟婁郡古座川町明神26 0番地
	7002		平成 22.7.1	新宮市新宮4573番地の5	有限会社日光木材 代表取締役 岡崎武人	製材	新宮市新宮4573番地の5
7003	7003		平成 22.7.1	新宮市新宮3458の1	株式会社シングハウジング 代表取締役 吉田一茂	木材・製材	新宮市新宮3458の1
7004	7004	7001	平成 22.7.1	東牟婁郡串本町西向350 番地	株式会社明和 代表取締役 富田又一郎	木材・製材 ・チップ	東牟婁郡串本町西向350 番地

和歌山県告示第917号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 上富田町
- 2 事業の種類 (仮称) くちくまの交流館(産業振興施設) 整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 和歌山県西牟婁郡上富田町大字岩崎地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、上富田町の観光案内等の拠点となる産業振興施設と沿道の休憩施設を一体的に整備する(仮称)くちくまの交流館(産業振興施設)整備事業(以下「本件事業」という。)であり、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である上富田町は、普通地方公共団体であり、その一般会計により、すでに財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

上富田町を含む田辺市周辺の地域は全国的に著名な観光地であり、近隣の白浜町及び田辺市は各々年間350万人程度の観光客が訪れる地域であるが、上富田町は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の中辺路ルートへのアクセス拠点である口熊野地域のまさに玄関口にあるにもかかわらず、入込み観光客数は微増の傾向を示すものの平成20年で約29万人に留まっている。

これは、上富田町を通過する主要アクセス道である国道42号沿道に観光客の立寄施設がなく、上富田町を通過してしまう観光客が多いことから、上富田町の観光的魅力、特産品などの情報をうまく発信し、アピールできていないのが要因と考えられる。

本件事業は、現在進められている近畿自動車道紀勢線の南紀田辺インターチェンジから(仮称)すさみインターチェンジまでの延伸事業に合わせて、近畿自動車道紀勢線に設置される特殊車両指

導取締基地に隣接して休憩施設機能を併設した地域情報発信拠点としての「(仮称)くちくまの交流館(産業振興施設)」を整備するものである。

本件事業の完成により、上富田町及び周辺地域の観光資源を積極的に紹介して観光交流を進めるとともに、農産物、農産加工品、工業品などの特産品の展示及び販売を行うことで、地域資源情報を広く発信し、上富田町の農林業における市場の拡大や観光消費の増大による経済効果など産業振興面で相当の寄与が見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、隣接している近畿自動車道紀勢線事業に係る「環境影響評価」を参考に本事業の環境に与える影響について検討した結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)により起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられず、また和歌山県の地域性、特殊性を明確化して貴重な野生生物等選定委員会が選定した「保全上重要な和歌山県の自然-和歌山県レッドデータブック」(平成13年)における絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類並びに準絶滅危惧の種についても、その存在は見受けられない。

また、本件事業区域内には文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、沿道の休憩施設機能を併設した地域情報発信拠点としての「(仮称)くちくまの交流館(産業振興施設)」を整備するものであり、本件事業の事業計画は沿道休憩施設等の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地は、起業地の集客効果及び経費面等を配慮の上選定した申請案他2案が検討されている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は用地取得必要面積が3案中最も少ないなど、土地利用に与える影響を最小限に抑えていること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的、経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、現在進められている近畿自動車道紀勢線の延伸事業に合わせて休憩施設機能を併設した地域情報発信拠点としての「(仮称)くちくまの交流館(産業振興施設)」を整備して、上富田町の農林業における市場の拡大や観光消費の増大による産業の振興を図るものである。

また、近畿自動車道紀勢線の工事に伴う発生土により土地造成を行うことで本件事業を経済的、効率的に実施することができ、近畿自動車道紀勢線の工事の進捗に合わせて工事に着手する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の

要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

上富田町役場 産業建設課

和歌山県告示第918号

平成22年度教育総務課スクールバスの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

スクールバス 2台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成22年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

いすゞ自動車近畿株式会社和歌山事業本部

和歌山市狐島604番地の1

5 落札金額

43,762,401円（うち消費税及び地方消費税の額2,083,923円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成22年7月16日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

平成23年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課及び各県立高等学校に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月14日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

公 告

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成23年1月16日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

- (1) 和歌山会場 和歌山県民文化会館 和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

- (1) 一般
- (2) 農業用品目
- (3) 特定品目

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込書の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成22年10月5日（火）から同年11月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間にイに掲げる場所で配布する。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成22年10月26日（火）から同年11月8日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成22年11月8日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成22年度 調達案件番号 02100005835号

(2) 調達案件名

海水電解殺菌装置

(3) 調達物品の名称及び数量

海水電解殺菌装置 1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成23年3月31日（金）

(6) 納入場所

和歌山県南部栽培漁業センター（仮称）（東牟婁郡串本町串本1557-20）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「工作用機械器具」、「産業用機械器具」、「理化学機械器具」又は「その他物品関係」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成22年9月14日（火）から同年10月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館1階）

イ 入札日時

平成22年10月25日（月）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年10月22日（金）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成22年10月22日（金）午前9時から同月25日（月）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : ES Baria (Bio-control and recycle intensive aquaculture system) 1 set

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 25 October 2010

(3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成22年度 調達案件番号 02100005836号

(2) 調達案件名

海水ろ過機・海水ろ過機貯水槽

(3) 調達物品の名称及び数量

海水ろ過機・海水ろ過機貯水槽 1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成23年3月31日(金)

(6) 納入場所

和歌山県南部栽培漁業センター(仮称)(東牟婁郡串本町串本1557-20)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「工作用機械器具」、「産業用機械器具」、「理化学機械器具」又は

「その他物品関係」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成22年9月14日（火）から同年10月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館1階）

イ 入札日時

平成22年10月25日（月）午前10時20分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年10月22日（金）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成22年10月22日（金）午前9時から同月25日（月）午前10時05分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Seawater filter and tank 1 set
- (2) Time limit for tender : 10:20 a.m. 25 October 2010
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成22年9月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
平成22年度 調達案件番号 02100005837号
- (2) 調達案件名
取水・送水ポンプユニット
- (3) 調達物品の名称及び数量
取水・送水ポンプユニット 1式
- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
平成23年3月31日（金）
- (6) 納入場所
和歌山県南部栽培漁業センター（仮称）（東牟婁郡串本町串本1557-20）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年和歌山県告示第266号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「工作用機械器具」、「産業用機械器具」、「理化学機械器具」又は「その他物品関係」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
平成22年9月14日（火）から同年10月18日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館1階）

イ 入札日時

平成22年10月25日（月）午前10時40分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年10月22日（金）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成22年10月22日（金）午前9時から同月25日（月）午前10時25分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Water intake and water supply pump unit 1 set
- (2) Time limit for tender : 10:40 a.m. 25 October 2010
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294